

平成19年6月5日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋小網町19番5号
曙ブレーキ工業株式会社
代表取締役会長兼社長 信 元 久 隆

第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示され、平成19年6月20日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月21日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 2階 「春海の間」
(会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようお願い申し上げます。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第111期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第111期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 準備金の額の減少の件
第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 買収防衛策導入の件

第5号議案 取締役9名選任の件

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

第7号議案 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件

第8号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。

なお、添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.akebono-brake.co.jp>）において周知させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当金につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、当社をとりまく環境が依然として厳しい折から下記のとおりといたしたいと存じます。なお、第111期の中間配当金として、平成18年12月に当社普通株式1株につき金3円をお支払いしております。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額321,853,491円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月22日

第2号議案 準備金の額の減少の件

今後の財務戦略・経営戦略における自由度を高め、状況に応じて果敢に、弾力的に、かつ迅速に事業戦略を展開していくため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の取崩しを行い、その他資本剰余金に振替えることのご承認をお願いするものであります。

1. 減少する準備金の額

資本準備金6,831,087,461円のうち3,400,000,000円

2. 準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成19年7月31日

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 第4号議案でご承認をお願いしております買収防衛策の一環として新株予約権無償割当て等を行うことに備えるため、また、将来の資金調達、資本政策の機動性向上などに備えるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）に定める当社の発行可能株式総数を32,000万株から44,000万株に増加させるものであります。
- (2) 買収防衛策の導入等について株主総会の権限とすることができるよう定款変更案第7章（買収防衛策）及び第43条（買収防衛策の導入等）を新設し、あわせて、具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合にその割当てを株主総会の権限とすることができるよう第44条（新株予約権無償割当て等の決定機関）を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	定款変更案
<p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は<u>32,000</u>万株とする。</p>	<p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は<u>44,000</u>万株とする。</p>

< 中略 >

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第7章 買収防衛策</u></p> <p><u>第43条（買収防衛策の導入等）</u> 買収防衛策の導入、継続及び廃止は、株主総会においても決定することができる。</p> <p><u>2. 前項に定める買収防衛策の導入、継続及び廃止とは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続き及びこれに違反する者に対する対抗措置等を当社が定めること、その適用を継続すること、及びその適用を廃止することをいう。</u></p>
-------------------------	--

現行定款	定款変更案
(新設)	<p><u>第44条（新株予約権無償割当て等の決定機関）</u> <u>当社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続きに従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い、新株予約権無償割当て及び募集新株予約権の割当てを行うことができる。</u> <u>2. 前項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

第4号議案 買収防衛策導入の件

当社は、平成19年5月7日に開催された取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「本基本方針」といいます。）について決定するとともに、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大量買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定いたしました。

但し、本プランの導入は、当社第106回定時株主総会において、買収防衛策の導入等の決定機関及び新株予約権無償割当て等の決定機関に関する定款変更議案並びに本プラン導入の承認議案が可決されたことを停止条件といたしております。

本議案は、第3号議案 定款一部変更の件が承認されることを条件に、本プランのご承認をお願いするものがあります。本プランの詳細は下記のとおりです。また、本基本方針につきましては、事業報告24ページから27ページに記載のとおりです。

当社株券等の大量買付行為に関する対応策（本プラン）の内容

1. 本プランの対象

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外いたします。

なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を以下「大量買付者」といいます。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（但し、①と②の合算において、①と②の間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）又は、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計を意味します。

なお、各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

2. 大量買付ルールの内容

(1) 大量買付ルールの概要

大量買付ルールは、大量買付行為が行われる場合に、(i) 大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 取締役会が株主の皆様当社経営陣の計画、代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行ない、(iv) 当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定め、かかる株主の皆様意思を確認する機会を確保するため、大量買付者には、上記(i)乃至(iv)の手続きが完了するまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

(2) 情報の提供

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表取締役宛に、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大量買付行為の概要を明示した、大量買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大量買付者から提供いただくべき本必要情報のリストを当該大量買付者に交付します。当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した外部専門家等と協議の上、当該情報だけでは不十分と認められる場合には、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大量買付者の属性、大量買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者及び特別関係者を含みます。）の概要（大量買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大量買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）

- ③ 当社株券等の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④ 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- ⑤ 当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大量買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様
の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は
一部を開示します。

(3) 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開
買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大量買付行為の場合）を取締役会による評
価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」）として設定します。
当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了す
る日を公表いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて当社取締役会から独立した外部専門家等の助言を
受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまと
め、公表します。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し
たり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(4) 当社株主総会における株主意思の確認

当社取締役会は、大量買付者において大量買付ルールが遵守されている場合、原則として、取締役会評
価期間満了後に以下に定める要領に従って、すみやかに当社株主総会（以下「株主意思確認総会」とい
います。）を開催し、株主の皆様のご判断に基づいて、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否か
を決するものとします。

但し、当社取締役会は、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かの判断を委ねるのが相当と判断する
場合には、株主意思確認総会を開催しないことができるものとします（この場合、当社取締役会は、当該
大量買付行為に対し対抗措置をとりません。）。

- ① 当社取締役会は、株主意思確認総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以
下「本基準日」といいます。）を設定するため、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法に
より公告します。
- ② 株主意思確認総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿又は実質株主名
簿に記載又は記録された株主とします。

- ③ 当社取締役会は、株主意思確認総会において株主の皆様へ発動の是非をご判断いただくべき対抗措置の具体的な内容を、事前に決定のうえ、公表します。
- ④ 株主意思確認総会の決議は、法令及び当社第106回定時株主総会において定款一部変更の件が承認可決された場合の変更後の定款第44条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとします。
- ⑤ 大量買付者は、株主意思確認総会終結時まで、当社株券等の買付けを開始してはならないものとします。（なお、大量買付者が株主意思確認総会終結時までに当社株券等の買付けを開始したときは、当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。）
- ⑥ 当社取締役会は、株主意思確認総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、又は株主意思確認総会の開催の延期若しくは中止をすることができるものとします。

3. 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者により大量買付ルールが遵守された場合は、上述のとおり、当社取締役会は、株主意思確認総会において対抗措置の発動を承認する決議がなされない限り、大量買付行為に対する対抗措置をとりません。

4. 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者により大量買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、当社取締役会から独立した外部専門家等の意見も参考にし、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙1に記載のとおりです。

なお、大量買付者により、大量買付ルールが遵守されなかった場合であっても、当社取締役会は、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から、上記2.（4）に定める要領に従って株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこともできるものとします。

5. 株主・投資家に与える影響等

（1）本プランの導入が株主・投資家に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様へ提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保し、最終的には大量買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を直接的に判断していただくことを目的としています。これにより、当社株

主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主価値の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、本プランの導入は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上で前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前記3. 及び4. において述べたとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合等一定の場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大量買付ルールを遵守しない大量買付者、及び株主の皆様が株主意思確認総会において対抗措置を発動することが相当と判断した大量買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。例えば、具体的対抗措置として無償割当てによる新株予約権の発行を決議した場合に、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落日以後に当該決議を撤回することは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

イ. 名義書換の手続き

対抗措置として、当社取締役会又は株主意思確認総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続きを行っていただく必要があります。（なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続きは不要です。）

ロ. 新株予約権の行使の手続き

対抗措置として、当社取締役会又は株主意思確認総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容・数等の必要事項及び株主ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式によるものとします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、新株予約権1個当たり1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約

権1個につき、当社取締役会が別途定める数の当社株式が発行されることとなります。

ハ、当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって新株予約権を取得します。また、新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

なお、割当て方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

6. 本プランの適用開始と有効期限

本プランは、当社第106回定時株主総会において、買収防衛策の導入等の決定機関及び新株予約権無償割当て等の決定機関に関する定款変更議案並びに本プラン導入の承認議案が可決されたことを停止条件として、同承認があった日より発効することとし、その有効期限は、平成20年6月30日までに開催される第107回定時株主総会の終結の時までとします。但し、当社第107回定時株主総会において本プランを継続することが承認された場合は、かかる有効期限は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とします。当社取締役会は、本プランを継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。

また、かかるプランの継続が決定された場合であっても、当社株主共同の利益の保護の観点から、関係法令の整備や、東京証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。その場合には、その変更内容を速やかにお知らせします。

なお、平成19年3月31日現在の大株主の状況は事業報告15ページに記載のとおりです。

7. 本プランが本基本方針に沿うものであること、当社株主共同の利益を損なうものではないこと、及び当社株員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

(1) 本プランが本基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付ルールの内容、大量買付行為が為された場合の対応方針、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本プランは、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、株主の皆様へ当社取締役会が対抗措置をとることの是非を株主総会において直接的に意思を確認した後のみ当該大量買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがある旨を定めております。

また、大量買付ルールが遵守されている場合は、原則として当社株主総会における株主の皆様のご判断に基づいて、大量買付行為に対して対抗措置を発動すべきか否かを決するものとしており、対抗措置の発動を承認する決議がなされない限り、大量買付行為に対する対抗措置をとらない旨を定めておりま

す。

このように本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

(2) 本プランが当社株主共同の利益を損なうものではないこと

本基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としています。本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障し、最終的には大量買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を判断していただくことを目的としております。本プランによって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランが当社株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効・延長が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが当社株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、大量買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本プランの規定に従って行われ、原則として株主の皆様は株主総会において直接的に発動の是非を判断していただきます。また、当社取締役会は単独で本プランの発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会で定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、取得事由及び取得条件その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上

第5号議案 取締役9名選任の件

取締役信元久隆、桑野秀光、柏木 剛、横尾俊治、佐藤宏毅、荻野好正及び伊藤邦雄の7氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営陣の強化を図るため、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	信元久隆 (昭和24年5月9日生)	昭和52年6月 当社入社 昭和58年6月 当社取締役 昭和59年6月 当社常務取締役 昭和60年6月 当社専務取締役 昭和61年6月 当社代表取締役副社長 平成2年6月 当社代表取締役社長 平成6年6月 当社代表取締役会長兼社長 平成12年4月 当社執行役員会長兼社長	784,401株
2	横尾俊治 (昭和21年3月8日生)	昭和43年4月 当社入社 平成7年6月 当社取締役 平成10年5月 当社常務取締役 平成12年4月 当社上席専務執行役員 平成12年6月 当社取締役 平成13年5月 当社執行役員副社長 平成15年4月 当社執行役員上席副社長 平成16年10月 当社代表取締役 平成17年4月 当社執行役員副社長 経営諮問会議 議長、生産部門管掌、生産技術部門管掌、品質保証部門管掌、調達部門管掌、コーポレートスタッフ部門管掌 [他の法人等の代表状況] 株式会社APS 代表取締役	58,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
3	荻野好正 (昭和25年6月3日生)	<p>昭和50年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成16年7月 当社入社 顧問 平成16年12月 経理財務部門担当 平成17年4月 当社常務執行役員 平成17年6月 当社取締役</p> <p>現在に至る</p> <p>平成18年4月 当社専務執行役員 平成19年2月 当社執行役員副社長</p> <p>現在に至る</p> <p>CFO 経営企画部門長 VCETプロジェクト管掌 内部監査室管掌</p> <p>現在に至る</p>	12,000株
4	石毛三知之 (昭和22年7月6日生)	<p>昭和45年4月 当社入社 平成11年1月 補修品カンパニー プレジデント補佐 平成12年1月 補修品カンパニー COO 平成12年4月 当社常務執行役員 平成15年4月 当社専務待遇執行役員 平成18年1月 当社専務執行役員 補修品営業部門管掌 グローバル補修品担当</p> <p>現在に至る</p> <p>コーポレートスタッフ部門管掌補佐</p> <p>現在に至る</p>	44,049株
5	後藤和彦 (昭和22年10月27日生)	<p>昭和45年4月 当社入社 平成12年1月 当社商用車カンパニー COO 平成12年4月 当社執行役員 平成13年5月 当社常務執行役員 平成15年4月 当社専務執行役員</p> <p>現在に至る</p> <p>産業機械・鉄道部門管掌 新商品開発室管掌 調達部門管掌補佐</p> <p>現在に至る</p>	51,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
6	齊藤 剛 (昭和34年11月8日生)	昭和57年4月 当社入社 平成13年5月 当社執行役員 平成15年4月 当社常務執行役員 平成19年1月 当社専務執行役員 自動車営業部門長 欧州事業担当 アケボノプレーキヨーロッパ N.V. CEO 現在に至る 現在に至る	29,262株
7	工藤 高 (昭和33年3月2日生)	昭和55年4月 当社入社 平成16年1月 当社執行役員 平成18年4月 当社常務執行役員 平成19年1月 当社専務執行役員 開発部門長 現在に至る 現在に至る	13,000株
8	伊藤 邦雄 (昭和26年12月13日生)	昭和55年4月 一橋大学商学部講師 昭和59年4月 同大学助教授 平成4年4月 同大学教授 平成14年8月 同大学大学院商学研究科長・商学部長 平成16年6月 東京海上日動火災保険株式会社 監査役就任 現在に至る 平成16年12月 一橋大学副学長 平成17年6月 当社取締役 現在に至る 平成18年12月 一橋大学大学院商学研究科教授 現在に至る	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
9	鶴島 琢夫 (昭和13年2月11日生)	昭和36年9月 東京証券取引所入所 平成2年5月 同所常任監事 平成3年5月 同所常務理事 平成6年5月 同所専務理事 平成9年5月 同所副理事長 平成13年11月 株式会社東京証券取引所 顧問 平成14年6月 株式会社日本証券クリアリング機構 代表取締役社長 平成16年4月 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 平成17年12月 同社 代表取締役社長退任 現在に至る	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 伊藤邦雄及び鶴島琢夫の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 伊藤邦雄及び鶴島琢夫の両氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
- ① 伊藤邦雄氏は大学教授を現任されており、培ってきた豊富な専門知識を活かして幅広い見地から、当社の経営全般に的確な助言をいただくためであります。
- なお、同氏は、これまで、会社の経営に関与した経験は有しておりませんが、経済・経営分野を専門とする著名な大学教授であることから、経営の監督とチェック機能の観点から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
- ② 鶴島琢夫氏は他社の代表取締役社長を歴任されており、培ってきた豊富な経営経験と知見等を経営に反映していただくためであります。
4. 伊藤邦雄氏が東京海上日動火災保険株式会社の社外監査役在任中の平成19年3月に、同社は、保険金の不適切な不払いを理由として、金融庁から行政処分を受けました。本件行政処分の理由となった事実につき、同氏は、事前には認識しておりませんでした。
- また、事後には、取締役会及び監査役会において、社内の調査結果の報告及び再発防止策の説明を受け、社外の視点から再発防止に向けた提言等を行いました。
5. 鶴島琢夫氏が株式会社東京証券取引所の代表取締役社長在任中の平成17年12月に、同社は、株式売買システムの早急な是正を求める業務改善命令を、金融庁から受けました。
6. 伊藤邦雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
7. 伊藤邦雄氏は、当社との間で責任限定契約を締結しており、同氏が取締役に再任された場合には同契約を継続いたします。その契約内容の概要は以下のとおりであります。また、鶴島琢夫氏が取締役に選任された場合には、同内容の契約を、当社との間に締結する予定であります。
- 社外取締役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、当社に対し損害賠償責任を負う。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
恒石彰久 (昭和12年1月1日生)	昭和41年8月 公認会計士登録 現在に至る 昭和43年9月 等松・青木監査法人(現監査法人トーマツ)入社 昭和58年1月 監査法人トーマツ代表社員就任 平成9年2月 税理士登録 現在に至る 平成12年3月 監査法人トーマツ退社 平成12年4月 日本公認会計士協会入社 平成14年6月 荏原実業株式会社監査役就任 現在に至る	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 恒石彰久氏は、社外監査役松田秀次郎及び遠藤今朝夫の両氏の補欠の監査役候補者であります。
3. 恒石彰久氏を社外監査役の補欠候補者とした理由は、長年にわたる公認会計士としての経験、識見からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。なお、同氏は、これまで会社の経営に関与した経験は有しておりませんが、様々な企業に対しての監査業務に携わり、また荏原実業株式会社において監査役として職務を行ってこられましたことから、社外監査役としての職務を遂行できるものと判断いたしました。
4. 恒石彰久氏が監査役に就任された場合には、以下の内容の責任限定契約を、当社との間で締結する予定です。
社外監査役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、当社に対し損害賠償責任を負う。

第7号議案 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により当社の取締役及び取締役を兼務しない役付執行役員に対して、株式報酬型ストックオプションとして中期及び長期の2種類の新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

また、取締役に対する割当てにつきましては、取締役への報酬等として会社法第361条に定める事項も併せて、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案において「社内取締役」とは、社外取締役以外の取締役を意味するものといたします。

<ストックオプションとしての報酬額>

本議案は、ストックオプションとして当社の取締役及び取締役を兼務しない役付執行役員に割り当てる新株予約権に関する報酬等の額につき、新株予約権の公正価額に付与する新株予約権の数を乗じた金額を年額12,410万円以内（中期新株予約権4,330万円以内、長期新株予約権8,080万円以内）とすること、このうち、取締役に割り当てる新株予約権に関する報酬等の額につき、新株予約権の公正価額に付与する新株予約権の数を乗じた金額を、社内取締役については年額6,700万円以内（中期新株予約権2,220万円以内、長期新株予約権4,480万円以内）とすること、社外取締役については中期新株予約権として年額320万円以内とすることのご承認をお願いするものであります。

なお、平成19年3月31日現在、当社の取締役は8名（うち社外取締役1名）であります。

<新株予約権発行の要領>

I. 中期新株予約権

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び取締役を兼務しない役付執行役員に対し、業績連動報酬の1つとして金銭の払込みを要することなく新株予約権を発行するものであります。これは、中期的な経営努力を反映できるものとして発行するものであり、また、適正な経営を通じた株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的としております。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式44,500株を上限とする。（うち社内取締役に対する割当分22,800株、社外取締役に対する割当分3,300株）

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

但し、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的となる株式の数を調整することができるものとする。

(2) 新株予約権の数

445個を上限とする。（うち社内取締役に対する割当分228個、社外取締役に対する割当分33個）

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。

但し、前記（１）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

- (3) 新株予約権の公正価額
新株予約権の公正価額は、割当日においてブラック・ショールズモデルにより算定する。
- (4) 新株予約権の発行価額
金銭の払込みを要しない。
- (5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額
新株予約権の行使時の１株当たりの払込金額は１円とする。
なお、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができる。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から２年を経過した日より２年間とし、その具体的な期間は当社取締役会において決定する。
- (7) 新株予約権の行使の条件
 - ① 各新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。
 - ② その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議により決定されるものとする。
- (8) 新株予約権の取得
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (10) 募集事項の決定の委任等
上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、本株主総会後に開催される取締役会決議により定める。

II. 長期新株予約権

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び取締役を兼務しない役付執行役員に対し、業績連動報酬の１つとして金銭の払込みを要することなく新株予約権を発行するものであります。これは、当社の永続的な業績向上に対する意欲や士気を一層高め、長期的視野に立ち経営の健全性と株主価値の一層の増大を図ることを目的としております。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式82,700株を上限とする。（うち社内取締役に対する割当分45,900株）

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

但し、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的となる株式の数を調整することができるものとする。

- (2) 新株予約権の数
827個を上限とする。(うち社内取締役に対する割当分459個)
なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。
但し、前記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。
- (3) 新株予約権の公正価額
新株予約権の公正価額は、割当日においてブラック・ショールズモデルにより算定する。
- (4) 新株予約権の発行価額
金銭の払込みを要しない。
- (5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額
新株予約権の行使時の1株当たりの払込金額は1円とする。
なお、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができる。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から5年を経過した日より5年間とし、その具体的な期間は当社取締役会において決定する。
- (7) 新株予約権の行使の条件
 - ① 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
 - ② その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議により決定されるものとする。
- (8) 新株予約権の取得
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (10) 募集事項の決定の委任等
上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、本株主総会後に開催される取締役会決議により定める。

第8号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

取締役桑野秀光、柏木 剛及び佐藤宏毅の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、それぞれの在任中の功労に報いるため、当社の定める基準に従い、相当額の範囲で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、当社は、平成17年3月15日開催の取締役会において、取締役の退職慰労金については平成17年4月1日以降の新規加算を停止することを決議し（退職慰労金制度の実質廃止）、平成17年6月22日開催の第104回定時株主総会において、退職慰労金制度廃止に伴う業績連動報酬制度導入につきご承認をいただいております。したがって、本議案に基づき贈呈する退職慰労金は、取締役就任時から平成17年3月までの在任期間に対応するものとなります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
桑 野 秀 光	昭和56年6月 当社取締役 昭和61年6月 当社常務取締役 平成6年6月 当社専務取締役 平成7年6月 当社代表取締役副社長 平成11年5月 当社代表取締役副会長 平成12年6月 当社代表取締役 現在に至る
柏 木 剛	平成7年6月 当社取締役 平成11年5月 当社常務取締役 平成12年6月 当社取締役 平成16年6月 当社代表取締役 平成17年12月 当社取締役 現在に至る
佐 藤 宏 毅	平成9年6月 当社取締役 平成10年5月 当社常務取締役 平成12年6月 当社取締役 現在に至る

また、当社は、前記のとおり、取締役の退職慰労金の新規加算を停止しておりますが、当該新規加算停止後初めて、退職慰労金支給対象である取締役が本総会終結の時をもって退任いたします。これに合わせて、在任中の取締役に対して就任時から平成17年3月までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社の定める基準に従い、相当額の範囲で打ち切り支給したいと存じます。なお、その具体的金額、支給の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる在任中の取締役及び第5号議案が承認可決された場合に重任される取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
信 元 久 隆	昭和58年6月 当社取締役 昭和59年6月 当社常務取締役 昭和60年6月 当社専務取締役 昭和61年6月 当社代表取締役副社長 平成2年6月 当社代表取締役社長 平成6年6月 当社代表取締役会長兼社長 現在に至る
横 尾 俊 治	平成7年6月 当社取締役 平成10年5月 当社常務取締役 平成12年6月 当社取締役 平成16年10月 当社代表取締役 現在に至る
西 垣 順 充	平成16年6月 当社取締役 現在に至る

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号

TEL(03)3667-1111 (代表)

ロイヤルパークホテル 2階 「春海の間」



【ロイヤルパークホテルまでのご案内】

半蔵門線

水天宮前駅4番出口が便利です。

日比谷線

人形町駅A1出口より徒歩5分。